
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **信用リスクを見積る期間（予想存続期間が 1 年未満の取扱い）**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、前回第 488 回企業会計基準委員会（2022 年 10 月 4 日開催）及び第 188 回金融商品専門委員会（2022 年 9 月 20 日開催）「ステップ 2 の総括」（以下合わせて「第 488 回企業会計基準委員会等」という。）において、追加的な検討を行うこととした IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の信用リスクを見積る期間に関する予想存続期間が 1 年未満の場合の取扱いに関する事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を頂くことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 481 回企業会計基準委員会（2022 年 6 月 15 日開催）及び第 182 回金融商品専門委員会（2022 年 6 月 13 日開催）（以下合わせて「第 481 回企業会計基準委員会等」という。）において、信用リスクを見積る期間に係る IFRS 第 9 号の定めを確認を行った。

（IFRS 第 9 号付録 A 定義）信用損失（credit loss）（一部抜粋）

（前略）企業は、キャッシュ・フローの見積りを、当該金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を当該金融商品の予想存続期間を通じて考慮することによって行わなければならない。考慮するキャッシュ・フローには、保有している担保の売却又は契約条件と不可分の他の信用補完により生じるキャッシュ・フローを含めなければならない。金融商品の予想存続期間は信頼性をもって見積ることができるという推定がある。しかし、金融商品の予想存続期間を信頼性をもって見積ることが可能でない稀な場合においては、企業は当該金融商品の残存契約期間を用いなければならない。

IFRS 第 9 号 B5.5.43 項（下線部は ASBJ 事務局による強調）

全期間の予想信用損失について、企業は金融商品について予想存続期間中の債務不履行発生リスクを見積らなければならない。12 か月の予想信用損失は、全期間の予想信用損失の一部であり、債務不履行が報告日の 12 か月後（又は、金融商品の

予想存続期間が12か月未満である場合には、それより短い期間)に発生する場合に生じることになる全期間のキャッシュ不足額を、当該債務不履行が発生する確率で加重したものを表す。したがって、12か月の予想信用損失は、企業が今後12か月間に債務不履行となると予測している金融商品について生じる全期間の予想信用損失ではなく、今後12か月にわたり予測されるキャッシュ不足額でもない。

3. 第481回企業会計基準委員会等の審議では、ステップ2として契約上の期限前償還や延長を考慮した予想存続期間を見積期間とするIFRS第9号の定めをそのまま取り入れる方向性について、おおむね異論は聞かれなかった¹。
4. しかしながら、本資料第2項の下線部で示したIFRS第9号B5.5.43項の予想存続期間が1年未満の場合に関する見積期間の定めをそのまま取り入れることについては、主に次の意見が聞かれた。
 - 銀行の実務では1年単位で格付遷移データやPDの計測を行い、1年未満の場合にも使用している。そのため、IFRS第9号B5.5.43項の予想存続期間が1年未満の取扱いを日本基準に落とし込む際には、1年PDを代替として用いる余地を残すように文言についても慎重に検討すべきである。
 - 予想存続期間が1年未満の場合には見積期間として1年を使用できるといったオプションを導入することも検討すべきである。
 - IFRS第9号の見積期間の定めを取り入れるとしても、実務にどのような影響が出るのか把握しておくことが重要である。
5. そのため、第488回企業会計基準委員会等では、ASBJ事務局より、予想存続期間が1年未満の場合の取扱いについて追加的な検討を行うことを提案し、特段の異論は聞かれなかった。次項以降ではこれまでの審議で聞かれた主な意見を踏まえ、1年未満の場合の取扱いに関するASBJ事務局の追加的な分析及び対応案をお示しする。

III. ASBJ事務局の理解及び対応案

(関連するデータ及び見積りに必要な調整に関するASBJ事務局の理解)

6. 我が国の銀行等金融機関の実務では、1年単位で内部信用格付け及び債務者区分の見直しを行っていることから、信用損失の見積りに用いるPD等のデータは1年を

¹ ローン・コミットメント契約についてはステップ3で検討を行う。

最小単位として保持しており、1年未満のデフォルト・リスク等に関する実績データは保有していない。

7. また、実務上、予想存続期間が1年数か月のように整数の年単位とならないことは一般的であるため、そのような場合には、1年単位の実績データに基づき適宜補間する等の方法によりPD等のデータを合理的に見積るか、あるいは状況に応じて1年を予想存続期間の合理的な近似値として用いるといった対応を行うことが考えられる。ただし、その場合には、予想存続期間が1年超か1年未満かによって実務負担が異なる可能性がある。例えば、以下のような事象が考えられる。
 - 予想存続期間が整数の年単位とならない場合にデフォルト・リスク等のデータについて、その直近期の両側の実績データに基づく内挿（補間）により見積ることは可能ではあるものの（例：予想存続期間が1.2年の場合には、両側の1年及び2年の実績データにより補間する）、1年未満の場合には銀行等金融機関は1年未満の実績データを保持していないことが一般的であるため、片側のみのデータに基づく外挿（補外）により見積ることが必要となる可能性がある。

(予想存続期間が1年未満の取扱いに関するASBJ事務局の対応案)

8. 本資料第6項及び第7項の理解を踏まえると、予想存続期間が1年未満と1年超では実務負担は異なると考えられる。そのため、予想存続期間が1年未満についてのみ予想存続期間に関する定め例外として手当を行うことが考えられる。具体的には、予想存続期間が1年未満の場合に関するIFRS第9号の定めを原則として取り入れつつ、1年未満の場合には見積期間を1年とすることをオプションとして認めることとしてはどうか。
9. このような例外を認めた場合、1年未満の場合の見積期間に関して、作成者の実務負担の軽減に資する一方、IFRS第9号と異なる取扱いとなるため、国際的にIFRS第9号と実務及び結果が同等となる会計基準と認められない可能性がある。しかしながら、このような取扱いは基本的には引当金をより少なく見積るものではなく濫用の懸念もないと考えられることから、ステップ2の目的に照らして国際的な比較可能性を大きく低下させるとは必ずしもいえないと考えられる。

IV. 事務局の提案

10. 本資料第6項から第9項までのASBJ事務局の理解及び対応案を踏まえ、本資料第8項のとおり、予想存続期間に関する定め例外として、1年未満の場合には見

積期間を1年とすることをオプションとして認めることとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第10項の事務局の提案についてご意見を伺いたい。

以 上